

社会福祉法人清章福社会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画
を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度
の周知や情報提供

<対策>

- 新人研修・法人内研修等の場を活用して、制度の内容について周知を図る。

目標 2：育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを図る

<対策>

- 各事業所にて業務の効率化を図り、業務に支障をきたさないよう努める。
- 代替要員を補充する時は、休業開始前に人事異動や派遣会社等を利用して代替要員
を配置し、業務に支障をきたさないよう努める。

目標 3：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 出産や育児による退職者の再雇用制度を構築し、周知を図る。
- 出産や育児を理由として退職した職員に対し、可能な限り復職を働きかける。